

2010年1月1日以降保険始期用



北海道印刷工業組合 組合員のみなさまへ 火災補償制度のご案内(集団扱)

店舗総合保険

- 1 「火災補償制度」とは、富士火災海上保険株式会社と北海道印刷工業組合との間で締結した集団扱普通火災保険です。
- 2 「火災補償制度」とは、会員企業の皆様が、1企業で加入するよりも割安な保険料でご加入いただける保険制度です。
- 3 契約時にキャッシュレスでご加入いただけます。

北海道印刷工業組合

お支払いする損害保険金、水害保険金

①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹(ひょう)災・雪災(損害額が20万円以上となった場合)
⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等(航空機の墜落、車両の飛び込み等) ⑥給排水設備に生じた事故等による水濡れ ⑦騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等 ⑧a)盗難、盗難による汚損または損傷

a. 保険金額 ≥ 保険価額 × 80% の場合
損害保険金 = 損害額 (保険金額が限度)

b. 保険金額 < 保険価額 × 80% の場合
損害保険金 = 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$
(注) 明記物件の盗難は、1回の事故について1個または1組ごとに100万円が限度となります。

⑧d) 通貨、預貯金証書の盗難

損害保険金 = 損害額
a. 生活用通貨、預貯金証書の場合
1回の事故につき1敷地ごとに、通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。
b. 業務用通貨、預貯金証書の場合
1回の事故につき1敷地ごとに、通貨は30万円、預貯金証書は300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

<共通>

1. 保険の対象とならない次のものに生じた損害
 - ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、その他これらに類するもの(生活用または業務用の通貨、預貯金証書等の盗難で損害保険金をお支払いする場合は除きます。)
 - ・申込書に明記されていない、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石等および設計書・帳簿等
2. 保険の対象である商品・製品等の盗難によって生じた損害
3. ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害

⑨水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等により損害を受けた場合)

a. 保険の対象となる建物または家財に保険価額の30%以上の損害が生じた場合

水害保険金 = 保険金額 × $\frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}}$ × 縮小割合(70%)

(上記算式で、保険金額が保険価額を超える場合は、保険金額は保険価額とします。)
b. 建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、次の損害が生じた場合
・建物または家財の損害額が保険価額の15%以上30%未満の場合
水害保険金 = 保険金額の10% (1回の事故につき1敷地ごとに200万円限度)

・建物または家財の損害額が保険価額の15%未満の場合、または設備・什器等、商品・製品等に損害が生じた場合
水害保険金 = 保険金額の5% (1回の事故につき1敷地ごとに100万円限度)

(注) 1敷地内での同一事故による上記b.の水害保険金は合算して200万円が限度となります。

⑩ 持ち出し家財の損害

被保険者または家族によって、保険証券記載の建物外に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内で①～⑧a)の事故で損害が生じた場合、保険金をお支払いします。

損害保険金 = 損害額
(1回の事故につき、100万円または家財の保険金額の20%のいずれか低い額が限度)

※他の保険契約から保険金が支払われる場合など、費用保険金のみをお支払いすることがあります。

4. ご契約者、被保険者の所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触によって生じた損害
5. 火災などの事故の際の紛失・盗難によって生じた損害
6. 保険の対象である動産が屋外にある間の盗難によって生じた損害
7. 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難によって生じた損害
8. 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害
9. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
10. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害 など

ご契約に際してご確認いただきたい事項

- ① 保険期間
原則1年間となります。1年を超える期間を設定することも1年未満の期間を設定することも可能です。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。
- ② 保険金額(ご契約金額)
実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。また、建物のみのご契約では動産(「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」など)の損害は補償されません。動産を補償するためには建物とは別に動産ごとの保険金額を設定してご契約ください。なお、保険金額は時価(再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した金額)または再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額)を基準に、過不足なく設定してください。
- ③ 保険料
保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時に お支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

ご契約後にご留意いただきたい主な事項

- ① 通知義務等
ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務(通知義務)があります。
 - ・ 保険の対象の所在地
 - ・ 建物の柱の種類・耐火性能区分、面積
 - ・ 建物の用法(住宅・店舗・事務所等)
 - ・ 建物内で行われる職作業の種類
 ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかつ

た場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等する場合も、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。

- ② 事故発生時の対応
ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

保険のご質問・ご相談は… 富士火災 お客さまセンター ☎0120-228-386 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00～午後6:00 ●土日祝:午前9:00～午後5:00	事故の受付・ご相談は… 富士火災 セーフティ24コンタクトセンター ☎0120-220-557 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日 受け付けております。	電話番号はおかけ間違いのないように 富士火災 お客さまの声室 ☎0120-246-145 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00～午後7:00 ●土日祝:午前9:00～午後5:00(年末年始を除きます)	ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災 保険会社との間で問題を解決できないときは… (社)日本損害保険協会「 そんがいほけん相談室 」 にご相談いただくこともできます。斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。 ☎0120-107-808 *携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料) ●平日の午前9:00～午後6:00
---	--	--	---

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

火災補償制度のお問い合わせは…



株式会社 カキプロ
☎0120-156-580

●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届ける住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<引受保険会社> 富士火災海上保険株式会社

(本社)〒542-8567 大阪市中央区南船場1-18-11 (東京本社)〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL. 06-6271-2741 (大代表) TEL. 03-3542-3911 (大代表)
HOME PAGE: <http://www.fujikasai.jp>

取扱代理店
株式会社 カキプロ <http://www.kakipro.jp>

(本社) 〒060-0042 札幌市中央区大通西11-4 大通藤井ビル2階 TEL 011-280-6580 FAX 011-280-6588	(大阪事務所) 〒530-0043 大阪市北区天満1-6-8 六甲天満ビル 2階 TEL 06-6882-2680 FAX 06-6882-2688	(東京事務所) 〒105-0014 東京都港区芝1-10-11 コスモ金杉橋ビル6階 TEL 03-6435-2960 FAX 03-6435-2961
--	---	---

さまざまな事故から建物や設備・什器、商品・製品などの事業用資産を守る総合保険です。

店舗、事務所、併用住宅

対象となる事故	① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 風災・雹(ひょう)災・雪災 (損害額が20万円以上となった場合)	⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (航空機の墜落、車両の飛び込み等)	⑥ 給排水設備に生じた事故等による水濡れ	⑦ 騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等	⑧a 盗難(注) 商品・製品・原材料等の盗難は補償されません。	⑧b 通貨・預貯金証書の盗難(注) 保険の対象が「家財」の場合は生活用を、「什器・備品等」の場合は業務用を対象とします。	⑨ 水災 (注)	⑩ 持ち出し家財の損害(注) <保険の対象が「家財」の場合>	
お支払いする損害保険金	→											
お支払いする費用保険金	⑪ 臨時費用	①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%(1回の事故につき1敷地内ごとに500万円限度)										
	⑫ 残存物取片づけ費用	①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用などの実費(損害保険金の10%が限度)										
	⑬ 地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額の5%(1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度)										
	⑭ 修理付帯費用	①～③の事故で、保険の対象となる建物等の損害の修復にあたり、弊社の承認を得て支出した費用(1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度。ただし、居住部分の復旧に要した費用は対象となりません。)										
	⑮ 損害防止費用	①～③の事故で、損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の実費(消火薬剤の再取得費用など) ※保険金額が保険価額に満たない場合は、お支払いする金額が実際に支出した費用の額よりも少なくなる場合があります。										

<用語のご説明>

- 保険金額：ご契約金額
- 保険期間：ご契約期間
- 被保険者：保険の補償を受けられる方(ただし、損害賠償請求権者および質権者は含まれません。)
- 保険価額：損害が生じた地および時における保険の対象の価額
- 再調達価額：保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額
- 時価：再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した金額

()